

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	株式会社 J P M C
【英訳名】	Japan Property Management Center Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 グループCEO 武藤 英明
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 常務執行役員 グループCFO 屋宮 貴之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長執行役員グループCEO武藤英明及び取締役常務執行役員グループCFO屋宮貴之は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは複数事業を営む賃貸住宅サブリース業の連結グループであるものの、各事業は全て当社事業に関連することから、事業の重要性を判断する指標として、売上高が適切であると判断いたしました。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の当連結会計年度の売上高予算（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、概ね2 / 3以上を満たしていることに加え、M&Aで新たに当社グループに参入した拠点など質的重要性も考慮した上で、当社を「重要な事業拠点」としました。当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目については、賃貸住宅サブリース業において多額に計上される、売上高、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。なお、期中における事業内容や組織の変更等を含め、期末時点で評価範囲が適切であるかどうかを再確認し、評価範囲の見直しは必要ないと判断しました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生する可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや重要な事業拠点の業務に密接に係る取引を行っている事業として、貸倒引当金、減損損失、滞納家賃保証に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼすリスクと対応する統制活動について、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、関連文書の閲覧、内部統制の実施記録の検証等の手続きを実施することにより、当該内部統制の整備および運用状況を評価しました。また、評価対象となった業務プロセスにおいて、ITによって自動化された内部統制が行われている場合には、ITに係る全般統制および業務処理統制について、当該内部統制に係る適切な管理者へのヒアリング、関連文書とデータの閲覧、内部統制の実施記録の検証等の手続きを実施することにより、当該内部統制の整備および運用状況を評価しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当連結会計年度末日（2025年12月31日）時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。